

外国人留学生の在籍管理について

1. 背景

一部の教育機関において所在不明者や所在不明を理由とした除籍者が多く発生し、不法滞在・不法就労等につながっている実態が懸念されたことから「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針（2019（令和元）年6月11日文科科学省・出入国在留管理庁）」を策定。

文科科学省において、在籍管理の徹底を各大学等へ再要請、退学者等の定期報告方法の見直し等を実施しつつ、出入国在留管理庁と連携して方針に基づいた対応策の制度化を検討することとなった。

➡ 上記対応方針及び教育未来創造会議第2次提言を踏まえ、留学生制度全体の信頼・信用を維持し、外国人留学生の受け入れを推進するため、「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針（2024（令和6）年4月26日文科科学大臣決定）」を決定し、在籍管理の適正を欠く大学等に対する指導を実施。

2. 「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針」のスキーム

- 対象学校：学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校
- 指導方法：

（1）在籍管理状況の調査

大学からの毎月の定期報告により、外国人留学生の在籍管理状況を確認。
必要に応じて書面審査、ヒアリング又は実地調査を実施。

（2）在籍管理非適正状態の確定及び改善指導対象校の指定

基準日(5/1)における各対象学校の全留学生数に対する退学者等（各対象学校の在籍管理に帰責性のない要因で発生した退学者及び除籍者を除く）の人数の割合が5%を超える（在籍管理非適正）の状態にある対象学校を「改善指導対象校」として指定し、当該対象学校に通知するとともに公表。

（3）在籍管理非適正校の指定

3年連続「改善指導対象校」として指定した場合には、当該対象学校を「在籍管理非適正校」として指定し、当該対象学校に通知するとともに公表、加えて出入国在留管理庁に通告。

（4）在籍管理非適正校の解除

「在籍管理非適正校」に対する措置は、次年度以降諸要件を満たせば解除する。

- スケジュール： 2024（令和6）年度～指導指針の適用開始 2025（令和7）年度～「改善指導対象校」の指定開始 2027（令和9）年度～「在籍管理非適正校」の指定開始

3. 2025（令和7）年度「改善指導対象校」の指定

「改善指導対象校」として2025（令和7）年度に初めて2校（東京福祉大学、名古屋経営短期大学）を指定・公表し、今後も継続的に改善指導を実施する。指定しない大学等においても、以下に示す「帰責性の判断基準」を踏まえて、引き続き留学生の適切な受入れ及び在籍管理等に努めるよう周知徹底する。

【帰責性の判断基準】

- これまでに「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」などで大学等に周知してきた内容を基にして、「帰責性の判断基準」を以下のとおり設定し、各退学者等について、（1）～（5）に示す5項目に該当するかどうかの判定を行い、いずれかに該当する場合は帰責性ありと判断する。
- ただし、たとえば、本人の死亡や家計急変等の家庭の事情等、大学等の在籍管理に必ずしも「帰責性がある」とは認められない場合は該当から除く。

（1）	日本語能力	入学者選抜において、日本語など必要な能力の確認が不十分で、入学後の日本語などのサポートも不十分
（2）	経費支弁能力	経費支弁能力を有することの確認が不十分で、授業料未納が原因で除籍
（3）	入学後のサポート	入学後の修学・生活支援や心身の健康管理等を含むサポートが明らかに不十分
（4）	入学者選抜	入学者選抜において、本来出願資格とすべき経費支弁能力の多寡や最終学歴等、または年齢に応じた配点を設定しており、その得点を考慮しなければ入学に足る点数とならない
（5）	その他	上記には当てはまらないが、「帰責性がある」と判断される個別事情がある

「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針」の運用に関するガイドラインについて（概要）

「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針」（令和6年4月26日文科科学大臣決定）に基づき、適切な受入れ及び在籍管理の徹底を行うために実施すべき最低限の留意事項を示すものとして、令和8年4月28日に本ガイドラインを策定。在籍管理が適正に行われない大学等の判断や改善指導の実施等において活用することとする。

1. 外国人留学生の「受入れ」において実施すべき最低限の留意事項

（1）入学者選抜における留意事項

①入学者選抜の能力・意欲・適性等の適切な判定

- ・入学志願者が真に修学を目的とし、その目的を達するための十分な能力・意欲・適性等を有しているかについて、各大学等のアドミッション・ポリシーに基づき適切に判定すること
- ・書類選考に加えて、必要に応じて独自の筆記・面接試験等による実質を伴う確認を通じて合否判定を行うこと。特に、日本語など必要な能力については十分な確認を行うこと

（参考）

- ・試験機関や認定日本語教育機関が発行する客観的な証明書を求めることを推奨
- ・特に、認定日本語教育機関以外の日本語教育機関によるB2相当以上の証明書や、告示日本語教育機関による600時間以上の授業を受けた旨の証明書を提出する者等は、書類選考に加え、筆記・面接試験等を推奨
- ・客観的な証明書の確認だけでは不十分と考えられる場合（例えば、B1と参考表示された入学志願者等）には、書類選考に加え、筆記・面接試験等が必要

②日本語など必要な能力の基準の明確化及び適正な水準の維持

- ・日本語など必要な能力の基準を募集要項等において明確化し、適正な水準を維持すること
- ・日本語で授業を行う場合、「日本語教育の参照枠」におけるB2以上が目安

③入学者選抜の公平性・公正性の確保

- ・合理的な理由なく年齢に応じた配点を設定して合否判定を行うことや、本来出願資格として確認するべき「学歴」や在留資格を判断する際に活用するべき「経費支弁能力」について、それらの有無を判断することを超えて、最終学歴及び経費支弁能力の多寡に応じた配点を設定し、採点することは不適切である

（2）入学許可を行うにあたっての留意事項

①経費支弁能力の確認

- ・入学許可を行う日までに、経費の支弁能力を証する各種書類の提出を受けることや、面接実施等により、「学費」のみならず「生活費」を含めた「在留するために必要な一切の経費の支弁能力」を確認すること。「学費」については、入学金も含めたすべての経費の支弁能力を確認すること
- ・一般選抜により受験する場合でも、同様に経費支弁能力を確認すること

（参考）

- ・確認にあたっては、例えば、各国政府・中央銀行等において認められた銀行の口座の残高証明書や公的機関の発行した年間の収入証明等の提出を受けることが考えられる
- ・必要な生活費については、例えば、日本学生支援機構が隔年で実施している『私費外国人留学生生活実態調査』等の情報を参照のこと

②前籍校が日本語教育機関等である場合の出席率の確認

- ・国内の日本語教育機関等に在籍する入学志願者（すでに「留学」の在留資格を有する者）について、当該機関における出席率が合理的な理由なく低い場合には、入学後に行う在留期間更新許可申請において、出入国在留管理庁による審査の結果として不許可となる蓋然性が高いため、入学許可にあたっては入学志願者の出席率を十分に確認すること

（参考）

- ・例えば、出席率に関する証明書を入手するなどして、出席率（合理的な理由がない場合、8割以上が目安。ただし、推薦入試等を実施しており、大学等としてより高い出席率を求めている場合は当該出席率）を確認することが考えられる

（3）適切な定員管理、教育体制の整備等にかかる留意事項

①収容定員に基づいた適切な受入れと定員管理

- ・受入れ数については、大学設置基準等において「在学する学生数を収容定員に基づき適正に管理するものとする」と定められていることを踏まえ、充実した教育指導及び外国人留学生を含んだ適切な定員管理を確保する観点から、過大な数とならないよう留意すること

②十分な教育環境の確保と安易な受入れの防止

- ・教職員組織、校地・校舎面積、授業の方法、施設設備等については、大学設置基準等を踏まえて教育にふさわしい環境を確保すること
- ・十分な教育・生活指導体制が整備されていないにもかかわらず、学生数を確保するために安易に外国人留学生を受け入れないよう留意すること

2. 外国人留学生の「在籍」にあたって実施すべき最低限の留意事項

(1) 日本語など必要な能力の習得支援にかかる留意事項

①語学講座や補講の実施等による語学能力の習得支援

- ・日本語など必要な能力の習得支援が必要と考えられる外国人留学生（例えば、日本語で授業を行う場合に、B 2以上の客観的な証明書を有していない者や、高度な教育研究を实践する際に不安を感じる者等）に対しては、語学講座や補講の実施等による十分な支援を行うこと

(参考)

- ・例えば、大学等において入学後に実施する日本語能力に関する独自の試験やプレイスメントテスト等の結果を踏まえて支援対象者を判別することが考えられる
- ・語学講座や補講の出席率が極めて低いという実態が生じないように、例えば、習得支援が必要と考えられる者については、受講を進級要件等に含めるなどして必須とするなど、制度の実効性を高めることが望まれる

(2) 学修・生活支援や心身の健康管理等を含む支援にかかる留意事項

①学修、生活等に関する支援と必要な体制整備

- ・入学後には、学修、生活、課外活動、進路選択及び心身の健康管理等に関する指導及び支援を十分に実施すること
- ・各外国人留学生の受入れ担当教員や、事務職員等を適切に配置し、実質を伴う支援が可能となるよう体制を整備すること
- ・外国人留学生との面談等を実施した場合には、指導及び支援の継続性の確保や面談等の実効性向上の観点から、記録を適切に残すこと

②実質を伴う学修支援の実施

- ・取得単位数や学業成績、授業への出席率等をもとに学修支援が必要な者を判別するための基準を定めた上で、該当する学生を的確に把握し、関係教職員間における連携を強化しながら、面談やその後のフォローアップの実施等による実質を伴う支援を実施すること

③改善の見込みのない長期欠席者や成績不良者への対応

- ・長期欠席者や学業成績が不良の者に対する連絡や指導を徹底した上で、改善の見込みのない場合には、留学生本人と退学について協議するほか、必要に応じて休学等の選択肢を示して一時的な帰国を促すなど、状況を踏まえた適切な対応を行うこと

(参考)

- ・特に履修指導を行う際には、アカデミック・アドバイザー等の教職員や専門的な教育を受けた留学生アドバイザーを配置することを推奨

(3) 資格外活動の的確な把握にかかる留意事項

①資格外活動許可の要件等の周知

- ・オリエンテーション等を通じて、資格外活動許可の要件（包括許可では、1週について28時間以内（学則で定める長期休業期間にあつては、1日について8時間以内）の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動が許可される。）等を十分に周知すること

②資格外活動の状況の的確な把握

- ・各授業科目について、授業時間のほか、授業時間外の学修（事前学修及び事後学修）も含めて、1単位当たり標準45時間の学修を必要とすることを前提とし、資格外活動の実施によって学修活動の遂行に支障が生じることがないように、各外国人留学生の資格外活動の状況を的確に把握するように留意すること

(参考)

- ・状況の的確な把握にあたっては、例えば、資格外活動の許可の有無、資格外活動を行う本邦の公私の機関の名称、資格外活動の具体的内容、資格外活動時間等を把握するとともに、状況に変更が生じた場合には、遅滞なく届け出るように周知することが考えられる
- ・資格外活動の実施状況（曜日や時間帯等）を踏まえると、学修活動の遂行に支障がある可能性が高いと判断される者に対しては、関係教職員が連携して適切な指導を実施することが考えられる

(4) 所在不明となった者への対応に関する留意事項

①文部科学省に対する所在不明者の適切な報告

- ・関係教職員間における連携を強化しながら、外国人留学生の授業への出席状況や研究指導の実施状況等を適確に把握するとともに、在留資格に応じた活動を確認した最後の日の翌日から1か月を経過した時点まで、大学等が当該留学生と直接連絡を取ることができない状態が継続している場合（ただし、長期休業期間中については1か月ではなく、各大学等において外国人留学生に連絡を取る頻度に準じる）には、当該留学生については所在不明である者として、文部科学省への定期報告において適切に報告を行うこと

3. 外国人留学生の「在籍終了」にあたって実施すべき最低限の留意事項

(1) 退学者及び除籍者への対応に関する留意事項

①帰国や進学・就職の指導等の実施

- ・退学等の処分を行う際は、当該学生が不法滞在にならないよう、責任を持って帰国や進学・就職の指導等を行うこと。指導等にあたっては、「留学生の卒業後等における教育機関の取組の考え方について」（平成27年1月策定、出入国在留管理庁）に留意すること

②出入国在留管理庁に対する適切な届出

- ・出入国在留管理庁では、「留学生の卒業後等における教育機関の取組の考え方について」において、「卒業や退学等によって留学生の受入れを終了した場合は、入管法第19条の17に基づき届け出るよう努めること。」と定めていることや、「受け入れた留学生の在留資格に応じた活動を確認した最後の日の翌日から3か月を経過した時点で当該留学生が所在不明となっているときは、退学又は除籍等によって受入れを終了し、入管法第19条の17に基づき届け出るよう努めること。」と定めていることを踏まえ、適切に届出を行うこと